

令和7年10月1日施行 育児・介護休業法の改正

就業規則の見直しはお済ですか？

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正が行われました。各事業所でも就業規則の見直しをお願いいたします。



(1) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

- ・事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、以下5つの選択して講ずべき措置の中から、2つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。

選択して講ずべき措置

- ① 始業時刻等の変更
- ② テレワーク等(10日以上/月)
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇(養育両立支援休暇)の付与(10日以上/年)
- ⑤ 短時間勤務制度

フルタイムでの柔軟な働き方

注：②と④は、原則時間単位で取得可とする必要があります

(2) 柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

3歳未満の子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として(1)で選択した制度(対象措置)に関する事項の周知と制度利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

(3) 妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取 および 徴収した労働者の意向についての配慮

事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する以下の事項について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

また、聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮しなければなりません。

日本政策金融公庫の「国の教育ローン」 ご存知ですか？

「国の教育ローン」は制度創設以来、40年以上の歴史を持つ公的な融資制度です。

固定金利なので返済計画が立てやすい

合格発表前でも申し込める

世帯年収の下限が設定されていないため、
比較的幅広い層が利用しやすい

などのメリットがあります。
詳しくはホームページをご覧ください。



「5分でわかる 高山市の景気動向調査」

昨年度は管内の調査を行っていましたが、同様の調査が会員事業者様のところへ複数依頼されていること等鑑み、高山市にて実施されている「景気動向調査」を分かりやすくまとめなおし、お届けすることにしました。当会ホームページにて公開しています。

令和7年第Ⅰ四半期
(1月～3月期)分



その他募集中の国の補助金

IT導入補助金【第5次】



事業承継・M&A補助金
【第12次】



廃業を検討する前に！ぜひ一度「承継」を検討しませんか



高山西商工会へ
まずはご相談ください
「引き受けたい」という相談もどうぞ

「BCP/事業継続力強化計画」で事業を継続し生き残ろう！



高山西商工会が
作成をお手伝いします
「BCP」とは「いのち」と「事業」を守るための、
事業所版の防災計画のことです

あなたの会社のリスク管理は大丈夫ですか？

事業用の共済・保険のご相談は
高山西商工会へ
定期的な共済・保険の確認はとても大切です。



商工会だよりは事業主様だけでなく、後継者様や奥様等、事業に携わる皆様でご覧ください

経営情報や当会の事業の様子は随時ホームページに掲載しています。ご覧ください→

